

○ 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 自家型発行者（第九条―第十三条）</p> <p>第三章 第三者型発行者（第十四条―第二十条）</p> <p>第四章 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務（第二十一条―第四十五条）</p> <p>第五章 監督（第四十六条―第五十条）</p> <p>第六章 雑則（第五十条の二―第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務</p> <p>（情報の提供の方法）</p> <p>第二十一条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証券等（法第三条第一項第一号に規定する証券等をいう。以下同じ。）又は当該前払式支払手段と一体となつてゐる書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 自家型発行者（第九条―第十三条）</p> <p>第三章 第三者型発行者（第十四条―第二十条）</p> <p>第四章 表示、発行保証金の供託その他の義務（第二十一条―第四十五条）</p> <p>第五章 監督（第四十六条―第五十条）</p> <p>第六章 雑則（第五十一条―第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 表示、発行保証金の供託その他の義務</p> <p>（表示事項）</p> <p>第二十一条 法第十三条第一項各号に掲げる事項は、前払式支払手段を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示しなければならない。ただし、専ら贈答用のために購入される前払式支払手段のうちその購入の目的に合わせて支払可能金額等を明示しないこととしてゐるものに係る同項第</p>

報を、その発行する前払式支払手段（当該前払式支払手段と一体となつてゐる書面その他の物を含む。）に表示する方法により、利用者に提供しなければならない。

2 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となつてゐる書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合に限る。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、次に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供しなければならない。

一 前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と利用者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法

二 前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

三 利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合に、前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイル（専ら利用者の用に供するものに限る。第四項第二号において「利用者ファイル」という。）に記録された当該情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

3 第一項の規定にかかわらず、発行する前払式支払手段が前払式支

二号に掲げる支払可能金額等の表示については、符号、図画その他の方法による表示をもって足りる。

2 法第十三条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前払式支払手段を使用することができる施設又は場所の範囲

二 前払式支払手段の利用上の必要な注意

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 前払式支払手段の利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面（以下この条において「約款等」という。）が存する場合には、当該約款等の存する旨

3 前払式支払手段の面積が狭いために法第十三条第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なもののみを表示することで足りる。

一 約款等に前項第一号及び第二号に掲げる事項についての表示が

払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器（証券等の使用の開始前に、又は証券等の使用に際して、当該電子機器と接続される場合における当該証券等を含む。）を提示して使用されるものである場合には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、前項各号に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供することができる。

4 第二項各号に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 第二項第一号又は第二号に掲げる方法にあつては、利用者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成することができるものであること。

二 第二項第三号に掲げる方法にあつては、利用者ファイルへの記録がされた情報を、当該利用者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。

（情報提供する事項等）

第二十二条 法第十三条第一項各号に掲げる事項は、前払式支払手段を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に情報を提供しなければならない。ただし、専ら贈答用のために購入される前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段を除く。）のうちその購入の目的に合わせて支払可能金額等を明示しないこととしてい

あること。

二 前払式支払手段が一般に購入される際に当該約款等がその購入者に交付されること。

4 加算型前払式支払手段について金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、既に当該加算型前払式支払手段に法第十三条第一項の規定による表示をしているときは、当該表示をもって、同項の規定による表示をしたものとみなす。

（書面その他の物を利用者に交付しない場合の情報提供の方法）

第二十二条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法をいう。

一 前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と利用者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法
二 前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたフ

るものに係る法第十三条第一項第二号に掲げる支払可能金額等については、符号、図画その他の方法により情報を提供することで足りる。

2 法第十三条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前払式支払手段を使用することができ施設又は場所の範囲

二 前払式支払手段の利用上の必要な注意

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第四項において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることのできる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 前払式支払手段の利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面（以下この条において「約款等」という。）が存する場合には、当該約款等の存する旨

3 前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段を除く。）の面積が狭いために法第十三条第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項の

イルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

2 利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合に、前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイル（専ら利用者の用に供するものに限る。次項第二号において「利用者ファイル」という。）に記録された当該情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 前項第一号又は第二号に掲げる方法にあつては、利用者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成することができるものであること。

二 前項第三号に掲げる方法にあつては、利用者ファイルへの記録がされた情報を、当該利用者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。

うち主要なものの情報を提供することとする。

一 約款等に前項第一号及び第二号に掲げる事項についての表示があること。

二 前払式支払手段が一般に購入される際に当該約款等がその購入者に交付されること。

4 加算型前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する加算型前払式支払手段を除く。）について金額又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、既に当該加算型前払式支払手段に法第十三条第一項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

（情報の提供をすることを要しない場合）

第二十三条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合とする。

（追加供託の不足額）

第二十五条 法第十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法により計算された額は、第四条に規定する方法により算出した基準日未使用残高から、当該基準日における法第二十条第一項の規定による払戻しの手続に係る前払式支払手段及び法第三十一条第一項の権利

（表示事項を表示しないことができる場合）

第二十三条 法第十三条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合とする。

（追加供託の不足額）

第二十五条 法第十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法により計算された額は、第四条に規定する方法により算出した基準日未使用残高から、当該基準日における法第二十条第一項の規定による払戻しの手続に係る前払式支払手段又は法第三十一条第一項の権利

の実行の手續に係る前払式支払手段の基準日未使用残高を控除した額の二分の一の額とする。

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ・ロ (略)

ハ 破産手續開始の申立て等(法第二条第十八項に規定する破産手續開始の申立て等をいう。)が行われたとき。

ニ・ヘ (略)

四十三 (略)

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める額は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 払戻しに係る前払式支払手段のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 法第二十条第二項の規定により公告をした日(以下この条において「払戻基準日」という。)以前に到来した直近の基準日

の実行の手續に係る前払式支払手段の基準日未使用残高を控除した額の二分の一の額とする。

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ・ロ (略)

ハ 破産手續開始の申立て等(法第二条第十一項に規定する破産手續開始の申立て等をいう。)が行われたとき。

ニ・ヘ (略)

四十三 (略)

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める額は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 払戻しに係る前払式支払手段のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 次項の規定により公告をした日(以下この条において「払戻基準日」という。)以前に到来した直近の基準日(以下この項

(以下この項において「直近基準日」という。)における基準
日未使用残高

ロ (略)

二 (略)

2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならぬ。ただし、前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となつてゐる書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合及び第二十一条第三項に規定する場合においては、会社法第二十三条第四号に規定する電子公告により行うことができる。

3 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項各号に掲げる事項に

において「直近基準日」という。)における基準日未使用残高

ロ (略)

二 (略)

2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定により払戻しを行うおとすときは、当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に対し、第一号から第五号までに掲げる事項を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告するとともに、次の各号に掲げる事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければならない。

一 当該払戻しをする旨

二 当該払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称

三 当該払戻しに係る前払式支払手段の種類

四 当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと。

五 前号の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除外されるべきこと。

六 当該払戻しに関する問い合わせに応ずる営業所又は事務所の連絡先

七 第四号の申出の方法

八 当該払戻しの方法

九 その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項

3 前項の場合において、物品の給付又は役務の提供が発行する者又

関する情報を全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければならない。

4 | 前払式支払手段発行者は、物品の給付又は役務の提供が当該前払式支払手段発行者又は当該前払式支払手段発行者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、前項の規定による掲示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段の利用者に対して提供する第二十一条第二項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

5 | 法第二十条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称
- 二 当該払戻しに係る前払式支払手段の種類
- 三 当該払戻しに関する問合せに応ずる営業所又は事務所の連絡先
- 四 法第二十条第二項第二号の申出の方法

は当該発行する者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、当該前払式支払手段を発行する者は、同項の規定による掲示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段の利用者に対して提供する第二十二条第一項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、前項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

(新設)

(新設)

五| 当該払戻しの方法

六| その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項

6| 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十四号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三項の規定による揭示及び第四項の規定による情報の提供の内容が確認できる書類

三 第三項の規定により講じた措置の内容を記載した書面

7| 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、別紙様式第二十五号に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 令第九条第二項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合には、前条第二項各号に掲げる合計額並びに同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額

三 法第二十条第二項の規定により揭示をした期間

四 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることのできる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第六号において同じ。）の総額

4| 前払式支払手段発行者は、第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十四号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第二項の規定による揭示の内容が確認できる書類

三 第二項の規定により講じた措置の内容を記載した書面

5| 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、別紙様式第二十五号に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 前条第二項各号に掲げる合計額並びに同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額

三 第二項の規定により揭示をした期間

四 第二項第四号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることのできる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第六号において同じ。）の総額

五・六 (略)

8| (略)

(払戻しが認められる場合)

第四十二条 法第二十条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〜三 (略)

第六章 雑則

(基準日に係る特例の適用を受ける旨の届出等)

第五十条の二 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 氏名、商号又は名称

二 自家型発行者にあつては、法第五条第一項の届出書の提出年月日

三 第三者型発行者にあつては、登録年月日及び登録番号

四 前項の届出書を提出する日前に、法第二十九条の二第二項の規定による届出書の提出を行った場合は、当該届出書(前項の届出書を提出する日前の直近において提出したものに限り)の提出年月日

五・六 (略)

6| (略)

(払戻しが認められる場合)

第四十二条 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〜三 (略)

第六章 雑則

(新設)

3 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十九号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 氏名、商号又は名称
- 二 自家型発行者にあつては、法第五条第一項の届出書の提出年月日
- 三 第三者型発行者にあつては、登録年月日及び登録番号
- 四 現に適用を受けている法第二十九条の二第一項の規定による届出書の提出年月日

(基準日に係る特例を適用する場合の規定の読替え)

第五十条の三 法第二十九条の二第一項の規定による届出書の提出を行ったことにより同項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者に対する第四十二条及び第四十八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条第一項 第一号	基準日を含む基準期間	基準日を含む基準期間 (法第二十九条の二第 一項の届出書を提出し た日の属する基準期間 が特例基準日(同条第
-----------------	------------	--

(新設)

<p>当該基準日の直前の 基準期間</p>	<p>二項に規定する特例基準日をいう。以下この条において同じ。）の翌日から次の通常基準日（同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この条において同じ。）までの期間である場合にあつては、当該通常基準日を含む通常基準期間（通常基準日の翌日から次の通常基準日までの期間をいう。以下この条において同じ。））</p>
<p>当該基準日の直前の基準期間（同条第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあつては、当該通常基準日の直</p>	

<p>第四十八条第一項 (各号を除く。)</p>	<p>第四十二条第一項 第二号</p>
<p>規定する基準期間</p>	<p>基準日を含む基準期間</p>
<p>第二十九条の二第一項</p>	<p>前の通常基準期間) 基準日を含む基準期間 (法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日まで の期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む通常基準期間)</p>
<p>規定する基準期間(法第二十九条の二第一項)</p>	<p>百分の五</p>
<p>百分の五</p>	<p>百分の二・五(同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日の直前の通常基準日における基準日未使用残高の百分の五)</p>

に提出しなければならない。

一～四 (略)

(廃止の届出等)

第五十三条 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2・3 (略)

(標準処理期間)

第五十六条 (略)

2 第三十三条第一項に規定する発行保証金保全契約の解除の承認、第三十四条第一項に規定する発行保証金信託契約の承認又は第三十八条第一項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

(削る)

3 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一～三 (略)

附則

官に提出しなければならない。

一～四 (略)

(廃止の届出等)

第五十三条 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十九号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2・3 (略)

(標準処理期間)

第五十六条 (略)

2 第三十三条第一項に規定する発行保証金保全契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

3 第三十八条第一項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

4 前三項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一～三 (略)

附則

<p>2 </p> <p>(略)</p>	<p>(法附則第九条第一項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行うことができる者の届出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>4 </p> <p>(略)</p> <p>沿革</p>	<p>(法附則第九条第一項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行うことができる者の届出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 法附則第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の届出書には、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 発行者(当該発行者が人格のない社団等であるときは、その代表者又は管理人。以下この項において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>二 発行者が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の市町村(東京都の特別区を含む。)の長の証明書又はこれに代わる書面</p> <p>三 別紙様式第六号又は第七号により作成した発行者の履歴書又は沿革</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 「住所」は、法人にあつては登記すべき本店の所在地を、個人にあつては現住所（<u>現住所において前払式支払手段の発行の業務を行っていない場合には、前払式支払手段の発行の業務に係る主たる営業所又は事務所の所在地</u>）を記載すること。</p> <p>3. ～5. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（5）前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>全てのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</p> <p>2. <u>第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子機器の画面を印刷したもの等を添付すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>別紙様式第1号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 「住所」は、法人にあつては登記すべき本店の所在地を、個人にあつては現住所を記載すること。</p> <p>3. ～5. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（5）前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>すべてのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</p> <p>2. <u>前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子計算機の画面を印刷したもの等を添付すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第3号（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>全て</u>のもの（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</p> <p>2. 第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した<u>電子機器</u>の画面を印刷したもの等を貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>別紙様式第3号（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>すべて</u>のもの（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</p> <p>2. <u>前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない</u>場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した<u>電子計算機</u>の画面を印刷したもの等を貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

改正案	現行				
別紙様式第 12 号 (第 27 条第 1 項関係) <div style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</div>	別紙様式第 12 号 (第 27 条第 1 項関係) <div style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</div>				
(略)	(略)				
1. 基準日に係る発行保証金の額	1. 基準日に係る発行保証金の額				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">当該基準日に係る発行保証金の額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	当該基準日に係る発行保証金の額	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">当該基準日に係る発行保証金の額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	当該基準日に係る発行保証金の額	(略)
当該基準日に係る発行保証金の額	(略)				
当該基準日に係る発行保証金の額	(略)				
(記載上の注意) 1. (略) 2. 法第 14 条第 2 項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。なお、 <u>法第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日（同条第 2 項に規定する特例基準日をいう。以下同じ。）の翌日から次の通常基準日（同項に規定する通常基準日をいう。以下同じ。）までの期間であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該通常基準日の直前の通常基準日に係る発行保証金の額を記載すること。</u> 3. ・ 4. (略) 2. (略)	(記載上の注意) 1. (略) 2. 法第 14 条第 2 項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。 3. ・ 4. (略) 2. (略)				

改正案	現行
<p>別紙様式第 24 号 (第 41 条第 6 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により前払支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 6 項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称又は会社法第 2 条第 34 号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法及び第 41 条第 4 項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。</p>	<p>別紙様式第 24 号 (第 41 条第 4 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により前払支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 4 項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称のほか、掲示方法及び第 41 条第 3 項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 25 号 (第 41 条第 7 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号 住所 (郵便番号) 電話番号 () - 商号又は名称 氏 名 印 (法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し完了報告書</p> <p>前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 7 項の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) 1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。 2. 「第40条第2項各号に掲げる合計額等」は、令第9条第2項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合に記載すること。</p>	<p>別紙様式第 25 号 (第 41 条第 5 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号 住所 (郵便番号) 電話番号 () - 商号又は名称 氏 名 印 (法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し完了報告書</p> <p>前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 5 項の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) <u>第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。</u></p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 26 号 (第 41 条第 8 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号 住所 (郵便番号) 電話番号 () - 商号又は名称 氏 名 印 (法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し未了届出書</p> <p>下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 8 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第 26 号 (第 41 条第 6 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号 住所 (郵便番号) 電話番号 () - 商号又は名称 氏 名 印 (法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し未了届出書</p> <p>下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 6 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 27 号 (第 47 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 発行等の概要 (表 略) (記載上の注意) 1. ~ 5. (略)</p> <p>6. <u>法第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該通常基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。</u></p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況 (表 略) (記載上の注意) 1. ~ 4. (略)</p> <p>5. <u>法第29条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」とし、これに応じた「発行額」及び「回収額」を記載すること。</u></p> <p>6. (略)</p> <p>3. ~ 5. (略)</p>	<p>別紙様式第 27 号 (第 47 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 発行等の概要 (表 略) (記載上の注意) 1. ~ 5. (略) (新設)</p> <p>2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況 (表 略) (記載上の注意) 1. ~ 4. (略) (新設)</p> <p>5. (略)</p> <p>3. ~ 5. (略)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p>

改正案	現行										
<p style="text-align: center;">別紙様式第 28 号（第 50 条の 2 第 1 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（郵便番号 ー ） 届出者 住 所 電話番号（ ） ー</p> <p style="text-align: center;">商 号 又は名称</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印 <small>（法人等にあつては、代表者の役職氏名）</small></p> <p style="text-align: center;">特例基準日の適用に係る届出書</p> <p>前払式支払手段に関する内閣府令第 50 条の 2 第 1 項の規定により、資金決済に関する法律第 29 条の 2 第 1 項の規定による特例基準日の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1. 氏名、商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 自家型発行者の場合 届出年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号</td> <td>財務（支）局長 第 号</td> </tr> <tr> <td>4. 特例基準日の適用を受けようとする理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 法第 29 条の 2 第 2 項の規定による届出書の提出を行った場合 当該届出書（直前に届出を行ったものに限る。）の提出年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>（記載上の注意） 法第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出書又は法第 8 条第 1 項の登録申請書若しくは法第 11 条第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1. 氏名、商号又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載することができる。</small></p>	1. 氏名、商号又は名称		2. 自家型発行者の場合 届出年月日		3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	財務（支）局長 第 号	4. 特例基準日の適用を受けようとする理由		5. 法第 29 条の 2 第 2 項の規定による届出書の提出を行った場合 当該届出書（直前に届出を行ったものに限る。）の提出年月日		<p style="text-align: center;">(新設)</p>
1. 氏名、商号又は名称											
2. 自家型発行者の場合 届出年月日											
3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	財務（支）局長 第 号										
4. 特例基準日の適用を受けようとする理由											
5. 法第 29 条の 2 第 2 項の規定による届出書の提出を行った場合 当該届出書（直前に届出を行ったものに限る。）の提出年月日											

改正案	現行										
<p style="text-align: center;">別紙様式第 29 号 (第 50 条の 2 第 3 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(郵便番号 -)</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 電話番号 () -</p> <p style="text-align: center;">商 号 又は名称</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>特例基準日の適用の解除に係る届出書</u></p> <p>前払式支払手段に関する内閣府令第 50 条の 2 第 3 項の規定により、資金決済に関する法律第 29 条の 2 第 1 項の規定による特例基準日の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1. 氏名、商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 自家型発行者の場合 届出年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号</td> <td style="text-align: center;">財務 (支) 局長 第 号</td> </tr> <tr> <td>4. 特例基準日の適用を受けている法 29 条の 2 第 1 項の規定による届出書の提出年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 特例基準日の適用を受けていることをやめようとする理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>法第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出書又は法第 8 条第 1 項の登録申請書若しくは法第 11 条第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1. 氏名、商号又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載することができる。</p>	1. 氏名、商号又は名称		2. 自家型発行者の場合 届出年月日		3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	財務 (支) 局長 第 号	4. 特例基準日の適用を受けている法 29 条の 2 第 1 項の規定による届出書の提出年月日		5. 特例基準日の適用を受けていることをやめようとする理由		<p style="text-align: center;">(新設)</p>
1. 氏名、商号又は名称											
2. 自家型発行者の場合 届出年月日											
3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	財務 (支) 局長 第 号										
4. 特例基準日の適用を受けている法 29 条の 2 第 1 項の規定による届出書の提出年月日											
5. 特例基準日の適用を受けていることをやめようとする理由											

改正案	現行
<p>別紙様式第30号（第51条関係）</p> <p>（略）</p> <p>6. 業務の内容及び方法</p> <p>（略）</p> <p>（第7面）</p> <p>(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>全てのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</p> <p>2. <u>第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子機器の画面を印刷したもの等を添付すること。</u></p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式第28号（第51条関係）</p> <p>（略）</p> <p>6. 業務の内容及び方法</p> <p>（略）</p> <p>（第7面）</p> <p>(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>すべてのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</p> <p>2. <u>前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子計算機の画面を印刷したもの等を添付すること。</u></p> <p>（略）</p>

改正案	現行
別紙様式第 31 号 (第 53 条第 1 項關係) (略)	別紙様式第 29 号 (第 53 条第 1 項關係) (略)

改正案

現行

(削る)

別紙様式第30号(附則第5条第2項関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)

届出者 住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

印

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行届出書

前払式支払手段に関する内閣府令附則第5条第2項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(第2面)

1.	(ふりがな) 氏 名 商 号 又 は 名 称	
2.	(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
3.	住 所	(郵便番号 -) 電話番号 () -
4.	基 準 日 未 使 用 残 高	千円

(記載上の注意)

1. 「商号又は名称」とは、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
2. 「代表者の氏名」とは、人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人の氏名を記載すること。
3. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

改正案	現行		
	<p>4. 「基準日未使用残高」とは、法の施行の日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高を記載すること。</p>		
	(第3面)		
	5. 営業所又は事務所の名称及び所在地		
	名 称	設置年月日	所 在 地
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			電話番号 () -
			(記載上の注意)
	1. 前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行われる場所を記載すること。		

改正案

現行

2. 「営業所又は事務所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第4面)

6. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限

(記載上の注意)

1. 「前払式支払手段の仕様等」は、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合はその旨を記載すること。
2. 「発行価格」は、販売価格を記載すること。
3. 「使用範囲等」は、前払式支払手段を使用できる加盟店について記載すること。
4. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間

改正案	現行					
	<p data-bbox="1429 247 2595 276"><u>又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。</u></p> <p data-bbox="1429 276 2595 340"><u>5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。</u></p> <p data-bbox="2464 378 2595 407" style="text-align: right;"><u>(第5面)</u></p> <p data-bbox="1429 417 2398 446"><u>(2) 前払式支払手段発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面 (別添)</u></p> <p data-bbox="1429 455 1649 484"><u>(3) 業務委託状況</u></p> <table border="1" data-bbox="1402 494 2595 1638"> <thead> <tr> <th data-bbox="1402 494 2000 571"><u>受託者の名称</u></th> <th data-bbox="2000 494 2595 571"><u>業務委託内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1402 571 2000 1638"></td> <td data-bbox="2000 571 2595 1638"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1415 1644 1586 1673"><u>(記載上の注意)</u></p> <p data-bbox="1429 1673 2595 1736"><u>1. 業務委託状況は、前払式支払手段の発行に係る業務（製造、保管、搬送、販売、残高集計、システム管理及び資金決済）を委託している場合に、前払式支払手段の種類ごとに記載すること。</u></p> <p data-bbox="1429 1736 2595 1800"><u>2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。</u></p>		<u>受託者の名称</u>	<u>業務委託内容</u>		
<u>受託者の名称</u>	<u>業務委託内容</u>					

改正案	現行
	<p style="text-align: right;">(第6面)</p> <p>(4) <u>発行、資金決済の概要図</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意) <u>前払式支払手段発行者、業務受託者、加盟店及び前払式支払手段購入者の間における発行及び資金決済の形態を、前払式支払手段の種類ごとに簡略に図示すること。</u></p>

改正案	現行
	<p style="text-align: right;">(第7面)</p> <p>(5) <u>前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>発行した前払式支払手段で使用可能なすべてのもの（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</u> 2. <u>前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない</u>

改正案	現行
	<p data-bbox="1448 247 2595 311">場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子計算機の画面を印刷したもの等を貼付すること。</p> <p data-bbox="2464 349 2595 382" style="text-align: right;">（第8面）</p> <p data-bbox="1402 388 1909 421">7. 発行者の他にしている事業の種類</p> <div data-bbox="1402 432 2595 691" style="border: 1px solid black; height: 134px; width: 435px;"></div> <p data-bbox="1402 697 1580 730">（記載上の注意）</p> <p data-bbox="1448 730 2019 763">日本標準産業分類基準表細分類により記載すること。</p>